

和歌山縣報

第九號

大正元年九月三日

○告示

○和歌山縣告示第三十五號

左記自轉車鑑札ハ紛失ノ旨届出ニ依リ自今無効トス但シ該鑑札ヲ發見シタルモノハ最寄郡市役所ニ届出ツヘシ

大正元年九月三日

和歌山縣知事 川村竹治

鑑札番號

紛失年月日

所有者氏名

五九四四

明治四十五年七月二日

海草郡有功村大字六十谷
吉田梅之助

○和歌山縣告示第三十六號

左記ノ通定置漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登録ス

大正元年九月三日

和歌山縣知事 川村竹治

免許年月日	免許番號	漁業ノ種類及漁場ノ位置	漁獲物ノ種類	漁業時期	漁業權存續期間	條件又ハ制限	漁業權者
-------	------	-------------	--------	------	---------	--------	------

大正元年 八月三十一日	一 二 三 五	伊都郡九度山町大字慈尊院字高野口大字名倉字向島トニ筋ハ紀ノ	鮎築類 漁業 鮎翰掛	自九月一日至九月三十日	一、木石類ヲ以テ河水ヲ堰立ツヘカラス 二、舟筏ノ通航上障害ヲ及ホ 三、全一漁場ニ於テ二個以上ノ漁具ヲ數設スヘカラス 四、漁期終了シタルトキハ一週間以内ニ建設物ヲ撤去ス	伊都郡九度山町大字慈尊院 上田政治郎
----------------	------------------	-------------------------------	------------------	-------------	--	-----------------------

○和歌山縣告示第三十七號

左記漁業權ハ拋棄ニヨリ消滅ス

大正元年九月三日

免許年月日 免許番號

明治四十二年十月十三日 八一〇

漁業種類及名

鮎築類漁業 鮎翰掛

拋棄年月日

明治四十五年七月二十五日

漁業權者

伊都郡九度山町大字慈尊院 上田政治郎

和歌山縣知事 川村竹治

○和歌山縣告示第三十八號

左記漁業權ハ拋棄ニヨリ消滅ス

大正元年九月三日

免許年月日 免許番號

明治四十二年八月二十一日 七七七

漁業ノ種類及名

鮎築類漁業 鮎翰掛

拋棄年月日

明治四十五年七月二十三日

漁業權者代表者

伊都郡高野口町大字大野 西山喜代松

和歌山縣知事 川村竹治

○和歌山縣告示第三十九號

左記ノ通區劃漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス
大正元年九月三日

和歌山縣知事 川村竹治

免許年月日	大正元年八月二十八日	免許番號	一一三四	漁業ノ種類及名稱	海草郡龜川村大字多田字池ノ上北原	漁獲物種類	鮎、鯉、鰻、鱒	漁業權存續期間	貳拾箇年	條件又ハ制限	一、養殖又ハ漁獲ノ爲灌漑及滞水ヲ妨クヘカラス	漁業權者代表者	海草郡龜川村大字多田海渡愛之助
-------	------------	------	------	----------	------------------	-------	---------	---------	------	--------	------------------------	---------	-----------------

○和歌山縣告示第四十號

左記ノ通區劃漁業ヲ免許シ免許漁業原簿ニ登錄ス
大正元年九月三日

和歌山縣知事 川村竹治

免許年月日	大正元年八月三十一日	免許番號	一一三六	漁業ノ種類及名稱	海草郡巽村大字坂井字小田奥官有溜池一、一五番通稱上方池	漁獲物種類	鯉、鮎、鰻	漁業權存續期間	拾ク年	條件又ハ制限	一、養殖又ハ漁獲ノ爲灌漑及滞水ヲ妨クヘカラス	漁業權者	海草郡巽村大字坂井深海平十郎
-------	------------	------	------	----------	-----------------------------	-------	-------	---------	-----	--------	------------------------	------	----------------

○和歌山縣告示第四十一號

兵庫縣赤穂郡高田村ニ於テ客月二十一日和種牝牛一頭炭疽ニ罹リ翌二十二日斃死セシ旨通知アリ

タリ

大正元年九月三日

和歌山縣知事 川村竹治

○和歌山縣告示第四十二號

本縣西牟婁郡朝來村大字朝來耕地整理組合組合長組合副長選任ノ件左ノ通認可セリ

大正元年九月三日

和歌山縣知事 川村竹治

記

一、組合長 吉田庄助

一、組合副長 野田春橘

一、認可年月日 大正元年八月三十一日

○辭令

○大正元年八月三十日

産業調査委員ヲ命ス

伊都郡書記 木村彌三郎

○大正元年八月三十一日

月俸拾七圓ヲ給ス

水産試驗場書記 塚壽治

月手當貳圓ヲ給ス

水産試驗場書記 中島繁太郎

○彙報

○叙位 日高郡長渡邊忍ハ去月三十日從七位ニ叙セラレタリ

○町村吏員ノ異動

○大正元年八月三十一日認可

日高郡稻原村助役 弓倉藤楠

○正 誤

八月二十七日縣報第七號縣令第四號中「軍人援護資金」ノ下「管理」ヲ脱ス

○觀象

自八月二十八日至三十一日氣象

(和歌山測候所觀測)

種目	八月廿八日		八月廿九日		八月三十日		八月卅一日	
	前年	本年	前年	本年	前年	本年	前年	本年
平均氣壓	七六一・一八	七五六・六八	七六〇・一五	七五七・七三	七五九・九七	七五六・六六	七六〇・一六	七五二・一七
平均氣溫	二六度九	二七度一	二六度七	二七度二	二六度〇	二七度〇	二五度八	二七度〇
最高氣溫	三二度五	三二度三	三二度四	三二度四	三二度八	三二度五	三二度五	三二度四
最低氣溫	二二度二	二二度三	二二度五	二二度五	二〇度九	二二度四	二二度四	二二度二
最多風向	西南西	北	西	北西	西	北	西	北々東
平均風力	二米〇	一米八	二米三	〇米八	二米一	一米七	二米一	二米七
天氣	晴	晴	晴	晴	晴	半晴	晴后曇少雨	晴
降水量							〇・一五	
記事現象		晚間月暈ヲ映 ズ午前十一時 午縣下全部ノ 暫戒ヲ解除ス	晚間月環ヲ映	晚間月環ヲ映	午前十時入分 五十秒微雪	午後三時半東 雨東ニ雷鳴	夕刻微雨	夜間月暈ヲ映

大正元年九月二日印刷
大正元年九月三日發行
昭和二年九月九日二十日二十五日十八日二十日二十七日三十日發行

和歌山縣知事官房

印刷所 和歌山市北休賣町六番地 宗七
印刷所 和歌山市北休賣町六番地 宗七